23

邢人狄人伐衛

24

子卒

### 日 知 録春秋篇訳注

# $\stackrel{\frown}{=}$

#### 目 次

20 17 14 許男新臣卒 公及齊人狩于禚 滕子薛伯杞伯 21 18 15 闕文

楚吳書君書大夫

王入于王城不書 禘于太廟用致夫人

22

及其大夫荀息

衛更貶號而日侯。

貶而君。

19 16

亡國書葬 夫人孫於齊

至而進之、亦託辭焉爾 在滕薛杞小邾上、十一年再會、又進在郳邾上。】時爲之也。左氏謂以先

貶之乎。

邾之上、

小国貧則滕薛杞降而稱伯稱子。大國彊則齊世子光列於郳邾滕薛杞小 日、滕薛郳吾役也、則不惟自貶、且爲大國之私屬矣。】故魯史因而書之也。 十七年宋之盟、齊人請邾、宋人請滕。皆不與盟。定公元年、城成周。宋仲幾\*

【齊世子光八會諸侯、其五會並序諸侯之下、至襄公十年伐鄭之會

滕侯之降而子也、薛侯之降而伯也、杞侯之降而伯而子也、

滕子薛伯杞伯

\*世界書局本「幾」を「畿」に作る。

天

來朝 杞侯 滕侯 [①] の降りて子となるや、薛侯 [②] の降りて伯となるや、 (④)」するをば、張無垢(⑤)・胡康公(⑥)は、其の桓に朝するを (③) の降りて伯となり、子となるや、之を貶せるか。【「滕子

困於諸侯之政而自貶焉。

亦知其不可矣。然則三國之降焉何。沙隨程氏以爲、是三國者皆微、

【孫明復已有此説、伊川春秋傳略同。○昭公十

矣。若降其少師而爲太子少師、降其尚書而爲侍郎郎中員外、

雖童子

下之人無字之者。言及之則名之、名之者惡之也。惡之則名之焉盡之 至於名盡之矣。降其爵非情也。古之天下猶今也。崔呈秀魏廣微、 【滕子來朝、張無垢胡康公謂貶其朝桓。】貶之者人之可也、名之可也。

#### 179

【襄公二

高誘解呂氏春秋衛嗣君曰、秦貶其號爲君。】夫滕薛杞猶是也。

而如邾以事如晉、皆其證也。】春秋之世、衛稱公矣。及其末也、貶而

魯賦於呉八百乘。若爲子男、

則將半邾以屬於呉

【史記衛世家、昭公時三晉彊。衛如小侯屬之。成侯十六年、 嗣君五年、更貶號日君。〇此著於史記。而後人尚有不知者

三年平丘之會、子産爭承曰、鄭伯男也。而使從公侯之貢、懼弗給也。哀公十

野間

文史

三年黄池之會、子服惠伯曰、

に大國の私屬と爲らんとするなり。】故に魯史因りて之を書するなり。 三晉彊し。衛 小侯の如く之に屬す。成侯十六年、衛は更に號を貶して侯と に及びてや、貶して侯、貶して君となす。【史記衛世家に「昭公の時 に事へん」と。皆な其の證なり。】春秋の世、 男なり。而るに公・侯の貢に從はしむるは、懼らくは給せざらん」と。哀公 名いへば可なり。 是のごときなり。 して日はく「秦 其の號を貶して君と爲す」と。】 夫れ滕・薛・杞も猶ほ 子・男と爲れば、則ち將に邾を半ばにして以て呉に屬して、邾の如く以て晉 十三年〔⑫〕の黄池の會に、子服惠伯曰はく「魯は呉に八百乘を賦す。若し なり」と。 【孫明復〔⑨〕 に巳に此の説有り、伊川〔⑩〕 の春秋傳も略同 るを知らん。然らば則ち三國の降るは何ぞや。沙隨程氏 [®] 以爲 を降して侍郎・郎中・員外と爲せば、童子と雖ども亦た其の不可な 名いひ、之に名いふは之を惡むなり。之を惡むときは則ち之に名い をば、天下の人 之に字 いふ者無し。言 之に及ぶときは則ち之に 非ざるなり。古の天下は猶ほ今のごときなり。 貶す、と謂ふ。】之を貶する者は之を「人」とすれば可なり、 へらく「是れ三國は皆な微にして、諸侯の政に困しみて自ら貶する へば之を盡せり。若し其の少師を降して太子少師と爲し、 〇昭公十三年〔④〕の平丘の會に、子産、承を爭ひて曰はく「鄭は伯・ 膝を請ふ。皆な盟に與らず。定公元年〔⑮〕、成周に城く。 而るに後人尚ほ知らざる者有り。高誘〔⑫〕 呂氏春秋の「衛嗣君」を解 嗣君の五年、更に號を貶して君と日ふ」とあり。○此れ史記に著はさ 薛・別は吾が役なり」と。則ち惟に自ら貶するのみならず、且 \*\*\* 名いふに至りて之を盡せり。 【襄公二十七年〔⑭〕の宋の盟に、齊人、邾を請ひ、宋 衛は公を稱す。其の末 其の爵を降すは情に 崔呈秀·魏廣微 宋の仲幾日 其の尚書 之に 

> 稱す。 會し、其の五會は並びに諸侯の下に序せらるるも、襄公十年の伐鄭の會に至 む」と謂ふは、亦た辭に託するのみ。 上に在り。】時に之を爲すなり。 滕・薛・杞・小邾の上に列せらるるは、【齊の世子光は八たび諸侯に 小国貧なるときには則ち滕・薛・杞のごとく降りて伯を稱し子を 滕・薛・杞・小邾の上に在り、十一年に再會して、又た進みて郳・邾の 大國彊なるときには則ち齊の世子光 (⑩) のごとく邸・ 左氏 [4] 「先に至るを以て之を進

ŋ

① 滕侯 る。 桓公二年「滕子來朝」とあり、以後は「滕子」と記載されてい 隠公七年「滕侯卒」、隠公十一年 春、 滕侯薛侯來朝」、

② 薛 侯 ③ 杞侯 四月、 除き、すべて「杞伯」と記載されている。 二年「杞伯來朝」とあり、以後は襄公二十九年「杞子來盟」を 十有一月、杞子卒」、僖公二十七年「春、杞子來朝」、文公十 桓公三年「六月、 薛伯卒」とあり、 隠公十一年「春、 公會杞侯于郕」、僖公二十三年「冬、 以後は「薛伯」と記載されている。 滕侯薛侯來朝」、 **莊公三十一年** 

**④滕子來朝** ⑤張無垢 宋の張九成、字は子韶、自ら横浦居士、 桓公二年・文公十二年・哀公二年。

無垢居士と称

した。 その著作に『横浦集』が有る。本章の出典は未詳

⑦崔呈秀・ ⑥胡康公 「閹黨」 魏廣微 に伝が有る。 宋・胡安国『春秋胡氏伝』桓公二年の条。 両者ともに『明史』巻三〇六・列伝第

九四

⑧沙隨程氏 宋の程迴、字は可久、 號は沙窟。 「朱志」 には程迴

録されているが、現在は亡佚。 参考:易22の著書として『春秋伝顕微例目』一巻・『春秋伝』二十巻が著

⑨孫明復 宋・孫復『春秋尊王發微』桓公二年の条。

説は孫復説とは異なるもののようである。東狄之也。首朝桓公、其之罪自見矣」とあるのによれば、伊川公二年「滕子來朝」条に、「滕本侯爵、後服屬于楚、故降爵子、⑩伊川の春秋傳 出典未詳。ただし『河南程氏経説』春秋伝の桓

⑫哀公十三年 ⑪昭公十三年 子男、 侯帥子男以見於伯。自王以下、朝聘玉帛不同。故敝邑之職貢於 景伯對使者曰『王合諸侯、則伯帥侯牧以見於王。伯合諸侯、 之制、將在今矣』。自日中以爭、至于昏。晉人許之」とある。 天子班貢、輕重以列。列尊貢重、周之制也。 而以侯終之。 見晉君、則晉成爲伯矣。敝邑將改職貢。魯賦於呉八百乘。 所以得罪也。諸侯脩盟、存小國也。貢獻無極、亡可待也。 靖兵、好以爲事。行理之命、無月不至。貢之無藝、小國有闕。 有禮於晉、無不及焉。 鄭、伯男也。而使從公侯之貢、懼弗給也。敢以爲請。 則將半邾以屬於呉、 何利之有焉』。呉人乃止、 『左伝』昭公十三年に「及盟、子産爭承、曰 『左伝』哀公十三年に「呉人將以公見晉侯。 以爲伯也。今諸侯會、而君將以寡君 而如邾以事晉。且執事以伯召諸侯、 既而悔之、將囚景伯 卑而貢重者、 子服 若爲 存亡 諸侯 甸服 則

⑬高誘 『呂氏春秋』士容論・務大篇の注に見える。

命日『視邾滕』。既而齊人請邾。朱人請滕。皆不與盟。叔孫日⑭襄公二十七年 『左伝』襄公二十七年に「季武子使謂叔孫以公

盟」とある。 『邾滕、人之私也。我列國也。何故視之。宋衛吾匹也』。

乃

盟』」とある。 『宋爲無道、絶我小國於周。以我適楚、故常從宋、帝唯大之盟、曰凡我同盟、各復舊職。若從踐土、若從宋、亦唯東寅、栽。宋仲幾不受功。曰『滕・薛・即、吾役也』。薛宰曰之大夫于狄泉、將以城成周。魏舒涖政。……孟懿子會城成周、遼定公元年 『左伝』定公元年に「春王正月辛巳、晉魏舒合諸侯

襄03 公會晉侯宋公陳侯衛侯鄭伯曹伯莒子邾子滕子薛伯齊世子光呉人繪襄03 公會單子晉侯宋公衛侯鄭伯莒子邾子齊世子光、己未、同盟于雞澤

人于戚

公會晉侯宋公衛侯鄭伯曹伯齊世子光救陳

襄 05

襄10 公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光會呉襄99 公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子齊世子光伐鄭

于柤

襄11 公會晉侯宋公衛侯曹伯齊世子光莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭、襄11 公會晉侯宋公衛侯曹伯齊世子光莒子邾子滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭襄10 公會晉侯宋公衛侯曹伯莒子邾子齊世子光滕子薛伯杞伯小邾子伐鄭

會于蕭魚

侯于鍾離」とあり、杜預は「齊世子光先至於師、爲盟主所尊、⑪左氏 『左伝』襄公十年に「三月癸丑、齊高厚相大子光以先會諸

齊大子光宋向戌先至于鄭、門于東門」とある。故在滕上也」と注する。また『左伝』襄公十一年にも「己亥、

### 15 殿文

甲戌有日而無事。皆春秋之闕文、後人之脱漏也。 年至九年、十一年至十七年無王。 桓公十四年有夏五而無月。桓公十七年冬十月有朔而無甲子。 冬十月。】昭公十年十二月無冬。僖公二十八年冬無月而有壬申丁丑 桓公四年七年闕秋冬二時。 孰有貶及於天王邪。 賵同。】若日以其錫桓而貶之、則桓之立春秋固已公之矣。商臣而書 王使榮叔來錫桓公命、 爲夫子於繼隱之後而書公即位、 五月、無事而不書首月。杜氏釋例以爲闕謬。】穀梁有桓無王之説。 楚子【文公九年】、商人而書齊侯【文公十五年】。五等之爵無所可貶。 不書天、闕文也。 定公十四年闕冬一時。 則桓之志見矣。奚待去其王以爲貶邪。 桓公五年春正月甲戌己丑陳侯鮑卒、 【文公五年、王使榮叔歸含且 【莊公二十二年夏 【公羊成公十年闕 桓公三 竊以

不言何同、皆闕文也。聖人之經平易正大。自齊、不言氏。此與文公十四年、叔彭生不言仲、定公六年、仲孫忌僖公元年、夫人氏之喪至自齊、不言姜。宣公元年、遂以夫人婦姜至

之闕文也。 即甲戌己丑叔彭生仲孫己、又何爲者。是故夏五春秋闕文也、非魯史以示後世、推不誠伯高之心、是不誠於後世也。聖人豈爲之哉。不然文者、筆則筆削則削、何獨闕其所不必疑、以示後世乎。闕其所不疑邵國賢【寶】曰、夏五魯史之闕文歟、春秋之闕文歟。如謂魯史之闕

范介儒【守己】

Ħ

紀子伯郭公夏五之類、

傳經者之脱文耳。

謂爲夫

\*世界書局本は「哉」に誤る。

んや。 則ち桓の志は見はる。奚ぞ其の「王」を去るを待ちて以て貶を爲さ 桓公三年より九年に至るまで、十一年より十七年に至るまでに くして「壬申」・「丁丑」有り。 昭公十年の十二月には「冬」無し。僖公二十八年の冬には「月」無 は「冬」の一時を闕く。 かに以爲へらく、夫子は隱の後を繼ぐに於て「公即位」を書すれば、 「月」無し。桓公十七年の冬十月には「朔」有りて「甲子」 〔④〕は以て闕謬と爲す。】穀梁〔②〕に「桓に王無し」の説有り。 「王」無し。桓公五年の「春正月、甲戌、己丑、陳侯鮑卒す」は、 「甲戌」に日有りて事無し。 【莊公二十二年の「夏五月」は、事無くして首月を書せず。杜氏の釋例 桓公四年・七年には「秋」・「冬」 【公羊にては成公十年に「冬十月」を闕く。】 皆な春秋の闕文、 桓公十四年には「夏五」有りて の二時を闕く。 後人の脱漏なり。 定公十四年に

して天王に及ぶもの有らんや。 (⑤) にして「楚子」と書し【文公九年】、商人(⑥) にして「齊へば、則ち桓の立つこと春秋に固より已に之を公とせり。商臣つ贈せしむ」るも同じ。】若し其の桓に錫ふを以て之を貶す(④) と日を書せざるは闕文なり。【文公五年の「王、榮叔をして來たりて含し且を書せざるは闕文なり。【文公五年の「王、榮叔をして來たりて自し且

平易にして正大なり。 孫忌」に「何」を言はざるとは同じく、皆な闕文なり。 此と文公十四年の「叔彭生」に「仲」を言はざる、定公六年の「仲 公元年の「遂 僖公元年の「夫人氏の喪 夫人婦姜を以て齊より至る」は、 齊より至る」 は、 「姜」を言はず。 「氏」を言はず。 聖人の經は 宣

らざるなり。 るべきは則ち削る (®) に、 の闕文なるか。如し魯史の闕文と謂へば、筆すべきは則ち筆し、 のと爲すと謂ふも、 類は、經を傳ふる者の脱文なるのみ。 是の故に「夏五」は春秋の闕文にして、魯史の闕文に非ざるなり。 きて以て後世に示さんや。其の疑はざる所を闕きて以て後世に示す 「己丑」・「叔彭生」・「仲孫己」は、又た何の爲めにする者ぞ。 邵國賢【寶】〔⑦〕日はく、「夏五」は魯史の闕文なるか、 **范介儒【守己】 (⑩) 日はく、「紀子伯」・「郭公」・「夏五」の** は是れ魯史の文に似たり。 伯高〔⑨〕に誠にせざるの心を推すものにて、是れ後世に誠な 聖人豈に之を爲さんや。然らざれば則ち「甲戌」・ 吾は信ぜざるのみ、と。 故に左傳に已に「再赴」の説〔⑫〕有り。】 何ぞ獨り其の必ずしも疑はざる所を闕 夫子の (®) 疑しきを闕くも 【按ずるに「甲戌」・「己 春 削

申、

# ①杜氏釋例 『春秋釈例』終篇

位之爲正何也。 天子不能定。諸侯不能救。百姓不能去。以爲無王之道遂可以至 其日王何也。 元年有王所以治桓也。 桓公元年経「春王正月、 Ħ 謹始也。 先君不以其道終、 其日無王何也。 繼故不言即位、 公即位」 則子弟不忍即位也。 の 框、 『穀梁伝』に 正也。 弟弑兄、 繼故不言即 臣弑君。 「桓無

> 也。 而言即位、 で貶されているとする『穀梁伝』の主張である。 也」とある。隠公を弑して立った桓公は、 先君不以其道終、 則是與聞乎弑也。 已正即位之道而即位、 繼故而言即位、 「王」字を去ること 則是爲與聞乎弑何 是無恩於先君

祖諱也。 孔父也。 終生之卒也」とある。 以是知君之累之也。孔、氏、父、字諡也。或曰、其不稱名蓋爲 督欲弑君而恐不立。於是乎先殺孔父。 孔父先死、其曰及何也。書尊及卑春秋之義也。孔父之先死何也: 父」の『穀梁伝』にも「桓無王、 また桓公二年「春王正月戊申、 曹伯終生卒」の『穀梁伝』にも「桓無王。 孔子故宋也」とあり、さらに桓公十年「春王正月、 日、子既死、 父不忍稱其名、 其日王何也。正與夷之卒也。 宋督弑其君與夷及其大夫孔 孔父閑也。 臣既死、君不忍稱其名。 其日王何也。 何以知其先殺 庚

③王使榮叔 榮叔來錫桓公命」とあるべきだということ。 荘公元年「王使榮叔來錫桓公命」。 本来は 「天王使

④以其錫桓而貶之 ろう。 行實惡而乃追錫之、尤悖天道、故云爾」とあるのを指すのであ 加我服也。 其言桓公何、 『公羊伝』荘公元年「錫者何、 追命也」の何休注に「不言天王者、 賜也。 命者何、

⑤商臣 とあって、「楚子」として記録されているということ。 臣弑其君頵」。しかるに文公九年経には「冬、楚子使椒來聘」 公と同様に弑君者である。 商臣は楚の穆王。父成王を弑して立った。つまり魯の桓 文公元年経「冬十月丁未、楚世子商

⑥商人 商人は齊の懿公。 昭公を継いだ舎を弑して立った。 病而亂作。

國人分散、

故再赴」とあるのを指す。また121注回に

侯侵我西鄙、遂伐曹、 十四年経「齊公子商人弑其君舎」。しかるに文公十五年経 入其郛」とある。 「齊

⑦邵國賢 簡」の条。 邵宝『簡端録』巻七「桓公五年甲戌己丑陳侯鮑卒之

⑧筆則筆削則削 『史記』孔子世家。

9伯高 攝束帛乘馬而將之。 『禮記』檀弓篇上。「伯髙之喪、孔子之使者未至。 孔子曰、 異哉。 徒使我不誠於伯高」。 冉子

⑩范介儒 見える。 明・范守己。その説は清・徐文靖『管城碩記』中にも

⑪闕疑 ⑫左傳再赴説 陳侯鮑卒。 在其中矣」。疑問点はそのまま残しておくということ。 則寡尤、 『論語』為政18「子張學干禄、 再赴也。 多見闕殆、 『左伝』桓公五年に「五年春正月、甲戌、己丑、 於是陳亂。 愼行其餘、 文公子佗殺大子免而伐之。公疾 則寡悔、 子曰、 言寡尤行寡悔 多聞闕疑、 愼言其 禄

[補説] 唐・陸淳 して取り上げられている。 『春秋』に缺文が存在することについての指摘は、すでに 『春秋集伝纂例』にも見え、特に「脱繆略第三十六」と また02参照。

莊公元年、三月、 夫人姜氏會齊侯于禚、復稱姜氏、見魯人復以小君待之、忘父而與讎 夫人孫于齊、 不稱姜氏、 絶之也。二年、 十有二月

> 之矣。 通也。 先孫後會、 其間復歸於魯、 而春秋不書、 爲國諱也。 此夫子削

廢命也。孔子論其詩而著之、以爲宋姫不爲不慈、 作河廣之詩以自悲。然宋亦不迎而致也。爲嘗獲罪於先君、 襄之母獲罪於君、歸其父母之國。及襄公即位、 善莊公思大義絶有罪、 乃是曲説。○魏書寶瑗傳引注云、夫人有與殺桓之罪、絶不爲親、得尊父之義! 劉原父日、左氏日、 文姜之罪大、絶不爲親、何傷於義哉。 人絶文姜不以爲親、乃中禮爾。 故日禮也。 夫人孫於齊、 蓋先儒皆主此説。】然則母可絶乎。宋 【杜氏謂文姜之義、宜與齊絶而復奔齊者、 不稱姜氏、 絶不爲親、 欲一見而義不可得。 襄公不爲不孝。今 禮也。 不可以私

謂爲人臣子而不通春秋之義者、遭變事而不知其權、 絶不爲親一言、深得聖人之意。而魯人既不能行、 齊之強、而恣睢淫佚、遂至於不可制。 也。】於此而遂絶之、則臣子之義伸、 之反於魯、必其與公之喪俱至。其孫于齊、爲國論所不容而去者也。 以事母、威刑以馭下之説。此皆禁之於末、而不原其始者也。 詩序、猗嗟刺魯莊公不能防閑其母。趙氏因之、 莊公年少、當國之臣不能堅持大義、使之復還於魯、憑君母之尊、挾 【内諱奔謂之孫。文姜之于齊、父母之國也。何至於書孫。 原抄本「主」を「立」に作る。 而異日之醜行不登於史策矣。 易日、君子以作事謀始。左氏 有哀痛以思父、 後儒復昧其義。 **豈不信夫**。 此直書而義自見者

るに、復た「姜氏」を稱するは、魯人復た「小君」を以て之を待ち、 之を絶てばなり。二年の「十有二月、 莊公元年の「三月、夫人 齊に孫る」に、 夫人姜氏 齊侯に 禚に會す」 「姜氏」を稱せざるは、

なり。此れ夫子之を削りしなり。其の間に魯に復歸す。而るに春秋に書せざるは、國の爲めに諱めば父を忘れて讎と通ずるを見すなり。先に「孫」れ後に「會」すれば、

のみ。 母に事へ、威刑以て下を馭す」るの説有り。此れ皆な之を末に禁じ、 る」とあり。 襄の母 罪を君に獲、其の父母の國に歸る。襄公即位するに及び、 姜を絶ちて以て親と爲さざること、乃ち禮に中たるものなるを謂ふ りて去る者なり。 公の喪と倶に至るなり。 何ぞ義を傷らんや」と。 爲さず、と。今、文姜の罪は大なれば、絶ちて親と爲さざること、 論じて之を著し、 獲たるが爲めに、 自ら悲しむ。然して宋も亦た迎へて致さざるなり。嘗て罪を先君に を得。莊公の大義を思ひて有罪を絶つを善みするが故に『禮』と曰ふなり」 る」と謂ふは、乃ち是れ曲説なり。○魏書寶瑗傳〔④〕に引ける注に云ふ 姜氏を稱せざるは、 而して其の始を原ねざる者なり。 「夫人には桓を殺すに與るの罪有り。『絶ちて親と爲さざる』は、尊父の義 見を欲するも義として得べからず。河廣の詩〔⑤〕を作りて以て 詩序 (の) に「猗嗟は魯莊公の 劉原父〔①〕日はく「左氏〔②〕に日はく『夫人 齊に孫るるに、 蓋し先儒は皆な此の説を主とす。】然らば則ち母は絶つべきか。宋 【杜氏〔③〕「文姜の義、宜しく齊と絶つべきも、 趙氏〔⑧〕之に因り、「哀痛以て父を思ひ、 以爲へらく、宋姫を不慈と爲さず、襄公を不孝と 私を以て命を廢せざるなり。孔子 [@] 其の詩を 【内 奔を諱みて之を「孫」と謂ふ〔⑨〕。文姜の齊に 絶ちて親と爲さず、禮なり』とは、魯人の 文 其の齊に孫るるは、 夫れ文姜の魯に反るや、必ず其の 其の母を防閑する能はざるを刺 國論の容れざる所と爲 而も復た齊に奔 誠敬以て

> 自づから見はるる者なり。】此に於て遂に之を絶てば、 于けるや、父母の國なり。何ぞ「孫」と書するに至らんや。此れ直書して義 魯人は既に行ふ能はず、後儒も復た其の義に昧し。 の「絶ちて親と爲さず」の一言は、深く聖人の意を得たり。 に至る。 尊に憑り、齊の強を挾み、而して恣睢淫佚し、遂に制すべからざる の臣は大義を堅持する能はず、之をして復た魯に還らしめ、 伸び、而して異日の醜行は史策に登らず。 子と爲りて春秋の義に通ぜざる者は、 [⑩]」とは、豈に信ならずや。 易〔⑩〕に日はく「君子以て事を作し始を謀る」と。 變事に遭ひて其の權を知らず 莊公は年少にして、 所謂る「人の臣 則ち臣子の義 君母の 而るに

一哉」までが引用文。ただし文章には省略と異同有り。 ①劉原父 『春秋権衡』巻三・左伝荘公元年の条。「何傷於義

③杜氏

荘公元年。

妹、生襄公而出。襄公即位、夫人思宋、義不可往、故作是詩以思而不止、故作是詩也」、その鄭玄注に「宋桓公夫人衛文公之⑤河廣之詩 「衛風」河広篇。詩序に「河廣、宋襄公母歸于衛、思われる。参考:劉文淇『春秋左氏伝旧注疏証』荘公元年伝条、④魏書寶瑗傳引注 『魏書』八十八巻・寶瑗伝。所引は服虔注と

考:『塩鉄論』執務篇「賢良曰、……有求如關睢、好徳如河廣、ろから、孔子かく判断せり、と見なしたものかもしれない。参⑥孔子 出典不明。あるいは劉原父が、国風に採られているとこ

自止」とある。

鬼神避之、後有成功。願子遂之」、莊公元年『公羊伝』何休注 功。故顧小而忘大、後必有害。 不爲不孝。夫大行不小謹、盛徳不辭讓、 不尊上。辭父之命、而不爲不承親。 露』精華篇第五「是故脅嚴社、 天下稱義焉、不爲不忠。弑君殺其父、而弑國載其徳、 義矣夫」、『史記』李斯列傳「(趙)高日、臣聞湯・武殺其主、 「念母則忘父背本之道也。故絶文姜不爲不孝。距蒯聵不爲不順 なお劉原父には以下の文献が意識下にあるだろう。『春秋繁 狐疑猶豫、 而不爲不敬靈。 絶母之屬、 郷曲各有宜而百官不同 後必有悔。 知徳之至也。」 出天王、 而不爲不孝慈。 孔子著之 斷而敢行、 而不爲

⑦詩序猗嗟 子焉。 有威儀技藝、 陸淳『春秋微旨』荘公二年の条。 「齊風」猗嗟篇。 然而不能以禮防閑其母、失子之道、人以爲齊侯之 「猗嗟刺魯莊公也。 「趙氏日、姜氏齊侯之 齊人傷魯莊公

**脅靈社不爲不敬。蓋重本尊統使尊行於卑、上行於下」等。** 

⑧趙氏 惡著矣。亦所以病公也。 若莊公者、哀痛以思父、 況國君乎。君者人神之主也、 不至爾」。 莫不俟命。 夫人徒往乎。夫人之往也、 日子可得制母乎。 誠敬以事母、 風教之本也。 威刑以督下、 則公威命之不行、 夫死從子、 不能正家、 車馬僕從、 通乎其下、 如正國何。 而哀戚

⑨内諱奔謂之孫 『公羊伝』 荘公元年に見える言葉。

⑩易 『周易』訟卦大象伝。

①爲人臣子…不知其權 『史記』大史公自序

### 17 公及齊人狩于禚

何不濟不得之有。……孔子曰、

吾於河廣、

之者讎之也。杜氏以爲微者、失之矣。 莊公四年、二月、夫人姜氏享齊侯於祝丘。冬、 人享齊侯、猶可書也。公與齊侯狩、不可書也。 故變文而日齊人。 公及齊人狩于禚。 夫

の以て「微者」と爲すは、之を失せり。 人」と曰ふ。之を「人」にするは之を讎とすればなり。 公の齊侯と狩するは、書すべからざるなり。 齊人と禚に狩す」。夫人の齊侯を享するは、 莊公四年〔④〕「二月、夫人姜氏 齊侯を祝丘に享す」。「冬、 猶ほ書すべきなり。 故に文を變じて「齊 杜氏 ② 公

①莊公四年 讐而怨不釋。 刺釋怨也」とある。 侯也。其曰人何也。卑公之敵、所以卑公也。何爲卑公也。不復 譏而已。 **壹譏而已。讐者無時焉可與通。** 而已。故擇其重者而譏焉。莫重乎其與讐狩也。於讐者則曷爲將 此者有事矣、後此者有事矣。則曷爲獨於此焉譏。於讐者將壹譏 「公曷爲與微者狩、齊侯也。齊侯則其稱人何、 其餘從同同」とあり、また『穀梁伝』には「齊人者齊 荘公四年「冬、 公及齊人狩于禚」 通則爲大譏。不可勝譏。 諱與讐狩也。 の『公羊伝』 故將壹

②杜氏 狩于禚」において「公越竟與齊微者倶狩、 『左伝』には伝無し。杜預は荘公四年経 失禮可知」と注する。 冬、 公及齊人

補説]本章で顧氏は、 したものと見なす公・穀二伝と同じ方向で「人」を解しているこ 父の讐である斉侯と狩した荘公の行為を貶

とになる。

# 

一年】、而不書師。聖人之意、使之不得遽同於中夏東其人也。僖之元年始稱楚人。四年盟於召陵、始有大夫。 戰城濮氏。】二十一年會于盂、始書楚子。然使宜申來獻捷者楚子也【二十年、日荊而已。二十三年、於其來聘而人之。二十八年、復稱荊而不年、日荊而已。二十三年、於其來聘而人之。二十八年、復稱荊而不年、日荊而已。二十三年、於其來聘而人之。二十八年、復稱荊而不年、日荊而已。二十三年、於其來聘而人之。二十八年、復稱荊而不年、日荊而已。二十三年、於其來聘而人之。

遼金亦然。此夫子所以録楚呉也。然於備書之中而寓抑之之意。聖人之見於經也、始於成之七年、曰呉而已。襄之五年會於戚、於其來與之見於經也、始於成之七年、曰呉而已。襄之五年會於戚、於其來與之見於經也、始於成之七年、曰呉而已。襄之五年會於戚、於其來與之見於經也、始於成之七年、曰呉而已。襄之五年會於戚、於其來與之見於經也、始於成之七年、曰呉而已。襄之五年會於戚、於其來與之見於經也、始於成之七年、曰呉而已。襄之五年會於戚、於其來與之見於經也、始於成之七年、曰呉而已。襄之五年會於戚、於其來與之見於經也、始於成之七年、曰呉而已。襄之五年會於戚、於其來與之見於經也、始於成之七年、曰呉而已。襄之五年會於戚、於其來與之見於經也、始於成之七年、曰呉而已。襄之五年會於戚、於其來與之見於經也、始於成之七年、曰呉而已。襄之五年會於戚、於其來與之見於經也、始於成之七年、曰呉而已。襄之五年會於戚、於其來與之見於經也、始於成之七年、曰吳而已。襄之五年會於戚、於其來與之見於經也、始於成之七年、曰吳而已。

之心蓋可見矣。

\*②原抄本「四裔」を「四夷」に作る。\*①原抄本「楚呉」を「夷狄」に作る。

巳」に作る。\*④原抄本「劉石十六國之輩略之而巳」を「五胡十六國之輩夷之而\*③世界書局本「二」を「三」に誤る。

\*⑤原抄本「遼金」を「金元」に作る。

なるも【二十八年】、而も師を書せず。聖人の意は、之をして遽 玉【二十七年】、「衛を救ふ」者は子玉、「城濮に戰ふ」者は子玉 は楚子なるも【二十一年】、而も君を書せず。「宋を園む」者は子 り。屈完は固より已に氏を書す。】二十一年、 めて大夫有り」と謂ふは、疏なり。又た「夷狄は氏いはず」と謂ふも、非な 始めて大夫有り。 さざるなり。僖の元年に始めて「楚人」と稱す。四年、召陵に盟ひ、 まるも「荊」と日ふのみ。二十三年、其の來聘するに於て之を て之に與すを欲せざるなり。 「人」にす。二十八年、復た「荊」と稱して其の「人」にするを與 「楚子」と書す。然らば「宜申をして來たりて捷を獻ぜしむ」る者 春秋の楚・呉に於けるや、 中夏に同じくするを得ざらしむるなり。 【公羊傳〔②〕に「文公九年、椒をして來聘せしめ、始 斤斤焉 [はっきり] として其の名を以 楚の經に見ゆる [①] や、莊十年に始 盂に會して、 始めて

呉の經に見ゆる〔③〕や、成の七年に始まるも「呉」と日ふのみ。

敗る」 し見るべし。 劉石・十六國 るなり。是れ知りぬ、君を書し大夫を書するは、春秋の巳むを得ざ 師を書する者無きは、之をして終に中夏に同じくするを得ざらしむ 其の「人」にするを與さず。「黄池に會す」【十三年】るは、 をして來聘せしむ」るに、始めて大夫有り。然れども「州來を滅 を僭するを以て、降して四裔の例に從ひて「子」と書す。】二十九年「札 に、始めて「呉子」と書す〔④〕。【呉は本と伯爵なり。春秋は其の王 の「人」にするを與さざるなり。二十五年「巣に門せめ、 に至りては、則ち之を成して國と爲して之を史に列せざるを得ざる るものなり。政 中國に交はればなり。 「人」にす。 つ」【+年・+-年】、「陳を救ふ」【+年】、「艾陵に戰ふ」【+ 一年】、「麌皋に會す」るには【十二年】、並びに「呉」と稱して 【二十三年】、「巣を滅す」【二十四年】、「徐を滅す」【三十年】、 「越を伐つ」【三十二年】、「郢に入る」【定公四年】、「檇李に の 呉子に及ぶ」と書して其の會を殊にす。 然れども備書の中に於て之を抑ふるの意を寓す。聖人の心は蓋 五. 【昭公十三年】、「長岸に戰ふ」【十七年】、「雞父に敗る」 遼・金〔⑦〕も亦た然り。 【十四年】、「陳を伐つ」【哀公六年】、「柤に會す」【同 「鄶に會す」【七年】、「我を伐つ」【八年】、「齊を伐 戚に會し、 十年・十四年には復た「呉」と稱し、會を殊にして其 [⑤] の輩の如きは之を略するのみ。 其の來たりて昭公の好を聽くに於て之を 此れ夫子の楚・呉を録する所以な 後世の事を以て之を言へば 春秋の文を終ふるまで 魏・齊・周 卒す」る

> ①楚之見於經者 僖公年間に至るまでの経文に見える荊・ 楚の記

事を抜粋すると、 以下の通りである。

以蔡侯獻舞歸

秋七月、荊入蔡 秋九月、 荊敗蔡師于萃、

荘 16 秋、荊伐鄭

**莊** 23 荊人來聘

<del>荘</del> 28 楚人伐鄭 秋、荊伐鄭

僖 02 楚人侵鄭

僖 03 楚人伐鄭

春王正月、公會齊侯·宋公·陳侯·衛侯·鄭伯·許男·曹伯侵蔡。

遂伐楚次于陘

僖 04

楚屈完來盟于師、

盟于召陵

虏 05 楚人滅弦。弦子奔黄

僖 06 秋、楚人圍許。諸侯遂救許

僖 11 楚人伐黄

楚人滅黄

僖 15 楚人伐徐

僖 19 公會陳人·蔡人·楚人·鄭人盟于齊 楚人敗徐于婁林

僖 20 楚人伐随

宋人·齊人·楚人盟于鹿上

宋公・楚子・陳侯・蔡侯・鄭伯・許男・曹伯會于盂、 執宋公以伐宋

楚人使宜申來獻捷

冬十有一月、己巳、 朔、 宋公及楚人戰于泓。 宋師敗績

楚人伐陳

楚人圍陳、 納頓子于頓

#### 日知録春秋篇訳注(二)(野間)

僖 26 秋、 楚人滅變、以變子歸

冬、 楚人・陳侯・蔡侯・鄭伯・許男圍宋 楚人伐宋、圍緡 公以楚師伐齊、

僖 28 僖 27

夏四月己巳、晉侯・齊師・宋師・秦師及楚人戰于城濮。 楚人救衛 楚師敗績

楚殺其大夫得臣

②公羊傳 者何、楚大夫也。楚無大夫、此何以書。 則何以不氏、許夷狄者不一而足也(夷狄を許容する場合には、一 文公九年経「冬、楚子使椒來聘」の『公羊伝』に「椒 始有大夫也。始有大夫、

挙に中国と同じ扱いにはしない)」とある。

③呉之見於經者 経文に表れた呉の記事を抜粋すると、以下の通

りである。

成 07 呉伐郯

呉入州來

成 15 冬十有一月、叔孫僑如會晉士燮·齊高無咎·宋華元·衛孫林父·鄭公

子鮨·邾人會吳于鍾離

襄 03 仲孫蔑·衛孫林父會吳于善道 春、楚公子嬰齊帥師伐呉

襄 05 公會晉侯·宋公·陳侯·衛侯·鄭伯·曹伯·莒子·邾子·滕子·薛伯·齊世

子光・呉人・繪人于戚

襄 10 子·齊世子光會吳于柤 春、公會晉侯・宋公・衛侯・曹伯・莒子・邾子・滕子・薛伯・杞伯・小邾

襄 12 九月、呉子乘卒

襄 14 人·莒人·邾人·滕人·薛人·杞人·小邾人會呉于向 王正月、季孫宿・叔老會晉士匄・齊人・宋人・衛人・鄭公孫蠆・曹

> 十有二月、呉子遏伐楚、 門于巣、 卒

閣弑呉子餘祭

呉子使札來聘

呉滅州來

昭 15 十有五年、春、王正月、 呉子夷末卒

昭 17 楚人及呉戰于長岸

昭 23 戊辰、呉敗頓·胡·沈·蔡·陳·許之師于雞父。胡子髠·沈子逞滅、

獲

陳夏齧

昭 24 冬、呉滅巣

昭 27 夏、四月、呉弑其君僚

冬、十有二月、呉滅徐、 徐子章羽奔楚

昭 30

昭 32 夏、呉伐越

定 04 冬、十有一月、庚午、蔡侯以呉子及楚人戰于柏舉。

五月、於越敗呉于檇李、呉子光卒 楚師敗績。庚辰、呉入郢

呉伐陳

呉伐我

公會吳伐齊

冬、楚公子結帥師伐陳、

哀 11

五月、公會呉伐齊

公會吳于豪阜

甲戌、齊國書帥師及呉戰于艾陵。

齊師敗績、

哀 13 公會晉侯及呉子于黄池

④始書吳子 ⑤劉石十六國 乘卒」という記事がある。したがってこの部分は顧氏の誤り。 注③に明らかなように、襄公十二年にすでに「呉子 校記に既述の通り、原抄本では「五胡十六國之輩

189

国にはいずれも「正史」が無い。は、匈奴の劉淵(漢)、羯の石勒(後趙)を指す。これらの諸胡」は匈奴・羯・鮮卑・氐・羌の五種族。集釈本の「劉石」と華北統一に至るまでの遊牧民族の建てた諸国家を指す。「五夷之而已」に作る。「五胡十六國」とは永嘉の乱以後、北魏の夷之而已」に作る。「五胡十六國」とは永嘉の乱以後、北魏の

・『元史』がある。
『周書』がそれぞれ「正史」として著作されていることをいう。の魏齊周 北魏には『魏書』、北齊には『北齊書』、北周には

[補説]「尊王」と「攘夷」とは春秋学の二大支柱であるが、ここでの顧氏の考証には、彼の激しい「攘夷」の思想が窺える。征服での顧氏の考証には、彼の激しい「攘夷」の思想が窺える。征服であるであるが、やはり「聖人の心は時として中国に在らざるは無た原抄本の最後の一文「聖人の心は時として中国に在らざるは無た原抄本の最後の一文「聖人の心は時として中国に在らざるは無いるのであるが、やはり「聖人の心は蓋し見るべし」と書き改められ、おだやかな表現になっている。

諸を行事に見す〔⑤〕者なり。 葬むる〔④〕」を書するは、陳を存するなり。此れ聖人の情にしてずむる〔④〕」を書するは、陳を存するなり。此れ聖人の情にしてるは、紀を存するなり。陳は巳に亡ぶるも〔②〕」を書す紀は巳に亡ぶるも〔①】而も「紀の叔姫を葬むる〔②〕」を書す

②葬紀叔姫 荘公四年経「紀侯大去其國」に続けて「葬紀叔姫」ともに、齊が紀を滅ぼしたものと見なしている。 い紀已亡 荘公四年経に「紀侯大去其國」とあり、公・穀二伝は

越、殺陳公奐、葬陳哀公」とある。③陳巳亡 昭公八年経に「冬十月、楚師滅陳、執陳公子招放之于

とある。

④葬陳哀公③参照。

いっそう目に立つのに及ばない」(岩波文庫訳)。としたが、実行された事においてあらわしたほうが深く適切で不如見之於行事之深切著明也」。「わしは空しき言にしるそう⑤見諸行事 参考:『史記』大史公自序「子日、我欲載之空言、

ら、われわれは明朝を容易に連想できるであろう。[補説]前章の「攘夷」に続いて言及される本章の亡国の紀・陳か

## 亡國書葬

19

人之情而見諸行事者也。 紀已亡而書葬紀叔姫、存紀也。陳巳亡而書葬陳哀公、存陳也。此聖

# 20 許男新臣卒

劉原父以爲去其師而歸、卒於其國、鑿矣。於師。此舊史之闕、夫子不敢增也。穀梁子不得其説、而以爲內桓師,許男新臣卒、左氏傳曰、許穆公卒於師、葬之以侯、禮也。而經不言

卒す」とは、鑿てり。 す」と。劉原父 〔③〕 以爲へらく「其の師を去りて歸り、 す」るを言はず。此れ舊史の闕にして、夫子敢へて増さざるものな を葬むるに侯を以てするは禮なり」と。 「許男新臣卒す」〔①〕の左氏傳に日はく「許穆公 師に卒す。 穀梁子(②)は其の説を得ずして以爲へらく「桓の師を内に 而るに經には「師に於て 其の國に 之

①許男新臣卒 僖公四年経

②穀梁子 ても、 というのが『穀梁伝』の主張である。 評価し、桓公の徳が高いため、たとえ師 地。死於師、 あたかも自国内で卒したのと同様、 僖公四年『穀梁伝』に「諸侯死於國、不地。 何爲不地。内桓師也」とある。斉の桓公の覇業を (軍中) に卒したとし 何の問題も無かった。 死於外、

③劉原父 『春秋権衡』巻四僖公四年の条。

[補説] ここで顧氏は『春秋』に許穆公が師に卒した記事の無いこ 卒于扈、 病歸而卒于國也。何以知之。凡諸侯卒于外、必書地。宣九年晉侯 敬『春秋非左』には、 とを「闕文」の例と見なすのであるが、これとは異なって明・郝 六年許男寧卒于楚師、二十三年蔡侯東國卒于楚、定四年杞伯成卒 つまり『左伝』が「師に卒した」とすること自体が誤りだという 皆書地。許男不地、故知卒于其國也」という指摘がある。 成十三年曹伯廬卒于師、襄十八年曹伯負芻卒于師、二十 「是時諸侯從桓公伐楚侵蔡。蔡近許。 許男

主張である。

### 21 禘于太廟用致夫人

文也。 言之不順也。 而夫子所以傷之者也。 故不祔於姑。 禘于太廟用致夫人、夫人者哀姜也。哀姜之薨七年矣。魯人有疑焉、 禘嘗之義、治國其如示諸掌乎。 哀姜與弑二君而猶以之配莊公、是亂於禮矣。明乎郊社之禮、 至是因禘而致之。不稱姜氏、承元年夫人姜氏薨於夷之 胡氏以夫人爲成風、成風尚存、 致夫人也、 躋僖公也、皆魯道之衰、 何以言致。亦

黜呂后而以薄氏配高廟也 以成風稱小君、 雖然猶愈於哀姜也。

是亂嫡妾之分。

説在乎漢光武之

ものなり。 の者なり。 す〔⑤〕」や、皆な魯道の衰ふるものにして、夫子の之を傷む所以 諸を 掌 に示すが如きか 〔④〕」。「夫人を致す」や、「僖公を躋ぽ、メ゚タッシッタ。「郊社の禮、禘嘗の義に明らかなれば、國を治むること其れなり。「郊社の禮、禘嘗の義に明らかなれば、國を治むること其れ 弑するに與るも、而も猶ほ之を以て莊公に配するは、是れ禮を亂る。 年「夫人姜氏 夷に薨ず」の文を承くればなり。哀姜 [③] は二君を ず」。是に至りて禘に因りて之を致す。「姜氏」を稱せざるは、元 哀姜の薨じて〔②〕七年なり。 れば、何を以て「致す」を言はんや。亦た「言の不順〔の〕」なる 「太廟に稀して用て夫人を致す〔①〕」の「夫人」とは哀姜なり。 胡氏 [®] は夫人を以て成風と爲すも、成風は尚ほ存す 魯人に疑ひ有り、 故に「姑に祔

風 [®] を以て小君と稱するは、 是れ嫡妾の分を亂る。 然りと

以て高廟に配す」る〔⑨〕に在り。 雖ども猶ほ哀姜よりは愈れり。説は 「漢光武の呂后を黜けて薄氏を

①稀于太廟 ろの「諦」祭とは、杜預(閔公二年経)が「三年の喪糧はれば、 **ふ」と説明するように、大祖廟に合祀すること。** 是に因りて大祭し、以て昭穆を審らかにする、之れを禘と謂 新死者の主を廟に致し、廟の遠主は当に遷して祧に入るべし。 伝』には「秋、 不赴于同、不耐于姑、 僖公八年経「秋七月、禘于太廟用致夫人」。『左 禘而致哀姜、非禮也。凡夫人不薨于寢、不殯于 則弗致也」とある。ここにいうとこ

③哀姜 ②哀姜之薨 『左伝』の記事を列挙すると以下の通り。 ように、哀姜が薨じたのは七年前の僖公元年のことである。 哀姜は魯の荘公夫人。彼女の登場する『春秋』経文と 僖公元年経に「夫人姜氏薨於夷、齊人以歸」とある

夏、公如齊逆女。

秋、公至自齊。

八月、丁丑、夫人姜氏入。戊寅、大夫宗婦覿用幣

"左伝』秋、哀姜至。公使宗婦覿用幣、非禮也。御孫曰、 男贄大者玉帛、小者禽鳥、以章物也。女贄不過榛・

栗・棗・脩、以告虔也。今男女同贄、是無別也。男女

之別、 國之大節也。而由夫人亂之、無乃不可乎」。

閔 02 秋八月、辛丑、公薨。

『左伝』初、公傅奪卜齮田、公不禁。秋、八月、辛丑、 九月、 夫人姜氏孫于邾。公子慶父出奔莒

共

たことを指す。

め、僖公の死後、

子である文公が廟位を変えて僖公を上位にし

哀姜欲立之。閔公之死也、哀姜與知之。故孫于邾。 入立之。以賂求共仲于莒。莒人歸之。及密、使公子魚 仲使卜齮賊公于武闈。成季以僖公適邾、共仲奔莒、 人取而殺之于夷、以其尸歸。 公、哀姜之娣叔姜之子也、故齊人立之。共仲通於哀姜; 不許。哭而往。共仲曰「奚斯之聲也」。乃縊。 僖公請而葬之。 閔

僖 01 僖 01 十有二月、丁巳、夫人氏之喪至自齊 秋、七月、戊辰、夫人姜氏薨于夷。齊人以歸

矣。女子從人者也。

『左伝』夫人氏之喪至自齊。君子以齊人殺哀姜也。

夏、五月、辛巳、葬我小君哀姜

僖 02 秋、七月、禘于大廟、用致夫人

『左伝』秋、禘而致哀姜焉、非禮也。 殯于廟、不赴于同、不祔于姑、 則弗致也。 凡夫人不薨于寢、 不

ら、荘公の子の子般、そして閔公の弑に関与していたというこ したがって「與弑二君」とは、哀姜が共仲に通じていたことか

とになるわけである。

⑤躋僖公 ④郊社之禮…示諸掌乎 之於天下也、其如示諸斯乎。指其掌」とある。 には「禘」に言及して「或問禘之説。 公位は閔公が僖公に先行するが、 文公二年「八月、丁卯、大事于大廟、 『禮記』中庸篇。 僖公が閔公の庶兄であったた 子日、不知也。 なお『論語』八佾篇11 躋僖公」。 知其説者

192

⑥胡氏 『春秋胡氏伝』僖公八年の条

⑧成風 ⑦言之不順 樂不興、禮樂不興則刑罰不中、 子名之必可言也、言之必可行也、君子於其言、無所苟而已矣」。 蓋闕如也、名不正則言不順、 文公五年「三月、辛亥、葬我小君成風」。 『論語』子路篇03「子曰、野哉由也、君子於其所不 刑罰不中則民無所措手足、 **言不順則事不成、** 事不成則禮 故君

⑨漢光武 后、 文皇帝賢明臨國、 朝更安。呂太后不宜配食高廟、同祧至尊。薄太后母德慈仁、 賊害三趙、專王呂氏、賴社稷之靈、禄・産伏誅、天命幾墜、 使司空告祠高廟日、高皇帝與羣臣約、 配食地祇。遷呂太后廟主于園、 参考:『後漢書』光武帝紀下「 (中元二年、冬十月) 子孫頼福、 延祚至今。其上薄太后尊號日高皇 四時上祭。」 非劉氏不王。呂太后 甲 孝 危

### 22 及其大夫荀息

存焉。 晉獻公之立奚齊、以王法言之、易樹子也。以臣子言之、 同於孔父仇牧 【古人重父命。 伯夷以父命之故不立而逃叔齊、是也。 則君父之命 】是故荀息

て叔齊より逃る、是れなり。】是の故に荀息の忠は孔父・仇牧に同じ [⑤] 命 (③) 存す。 子を易ふ〔②〕」ることなり。 晉の獻公の奚齊を立つる [①] は、王法を以て之を言へば、 【古人は父命を重んず。伯夷〔④〕は父命の故を以て立たずし 臣子を以て之を言へば、 則ち君父の 「樹

①晉獻公之立奚齊 献公が太子申生を廃して驪姫の子奚斉を立て

> ②易樹子 趙岐注に「樹立也。已立世子、不得擅易也」とある。 子』告子下篇に「無易樹子」とある。 た事情は、『左伝』荘公二十八年、僖公四年の条に見える。 参考:『穀梁伝』僖公九年に「勿易樹子」、また『孟 「樹子」とは嫡子のこと。

③君父之命 之命、 也。 而享其生禄。於是乎得人。有人而校、罪莫大焉。 参考:『左伝』僖公二十三年「重耳不可。曰保君父

④伯夷 『史記』伯夷列伝。

⑤荀息之忠同於孔父仇牧 擁立することを献公に約束した事情は、 死亡した三人の記事が有る。荀息が献公の死に先立ち、奚斉を 『公羊伝』僖公十年の条に見える。つまり「君父の命」によっ 『春秋』経文には弑君事件に関連して 『左伝』僖公九年、

と同じだというのである。 僖公10 桓公02「春王正月、 戊申、 晉里克弑其君卓 宋萬弑其君捷 宋督弑其君與夷及其大夫孔父」 及其大夫荀息

**荘公12** 

秋八月、

甲午、

及其大夫仇牧

**【補説】『春秋集伝纂例』巻七弑例第二十六「諸大夫國君被弑而見** この三経文に対し、 式の伝文で、この三人の行為を顕彰している。 美其能死節也。 殺者三」に、「趙子曰、皆忠義見殺、與君而死、故言及以連之、 孔父之節蔡侯、故又特書字以嘉之」とある。なお 『公羊伝』は異例の長文、 しかも類似した形

て立った奚斉のために死んだ荀息は、君難に殉じた宋督・宋萬

# 23 邢人狄人伐衛

日、善累而後進之。夫伐衛何善之有。 司狄稱人進之也。何以不進之於教齊、而進之於伐衛乎、則又爲之説 謂狄稱人進之也。何以不進之於教齊、二十一年狄侵衛、是也。穀梁傳 不順、故書人字以成文耳。不然二十八年、荊伐鄭、何以不書人乎。】若惟 不順、故書人字以成文耳。不然二十八年、荊伐鄭、何以不書人乎。】若惟 不順、故書人字以成文耳。不然二十八年、荊伐鄭、何以不書人乎。】若惟 不順、故書人字以成文耳。不然二十八年、荊伐鄭、何以不書人乎。】若惟 不順、故書人字以成文耳。不然二十八年不人狄人伐衛、二十年齊人狄人盟于 春秋之文有從同者。僖公十八年邢人狄人伐衛、二十年齊人狄人盟于

但君臣同辭。】 稱越人、亦同此例。【陸氏纂例日、凡夷狄與諸侯列序、皆稱人以便文、稱越人、亦同此例。【陸氏集例日、凡夷狄與諸侯列序、皆稱人越而

专又た之が説を爲して日はく「善累なりて後に之を進む」と。夫れを代つ」、二十年「齊人・狄人 邢に盟ふ」ふに、並びに二國を舉た代つ」、二十年「齊人・狄人 邢に盟ふ」ふに、並びに二國を舉た代つ」、二十年「齊人・狄人 邢に盟ふ」ふに、並びに二國を舉た代つ」、二十年「齊人・狄人 邢に盟ふ」ふに、並びに二國を舉た代つ」、二十年「齊人・狄人 邢に盟ふ」ふに、前、大學を書いば、則ち國を舉げて皆な來たるが若く、文に於て不順なり、故に人字を書いば、則ち國を學げ、而して狄にも亦た「人」と稱するは之を進む」と謂ふも、何を以て人を書せざるや」と。】若し惟だ狄のみなれば、則ち「人」を稱せば、十八年「後書」に於て進むるや。則ち「人」を稱せば、中八年「狄 齊を救ふ」、二十一年「狄 衛を侵す」、是れなり。一个人を書せざるや」と。】若し惟だ狄のみなれば、則ち「人」を稱せば、中八年「狄 齊を救ふ」、二十二年「狄 衛を侵す」、是れなり。

「伐衛」に何の善か之れ有らん。

皆な人と稱して以て文を便にするも、但だ君臣は同辭なり」と。】の例に同じ。【陸氏纂例〔③〕に曰はく「凡そ夷狄 諸侯と列序するときは、呉を伐つ」に、「於越」を稱せずして「越人」と稱するも、亦た此昭公五年「楚子・蔡侯・陳侯・許男・頓子・沈子・徐人・越人

①趙氏鵬飛 趙鵬飛『春秋経筌』巻四荘公二十三年の条。文章に①趙氏鵬飛 趙鵬飛『春秋経筌』巻四荘公二十三年の条。文章に貶。學者宜深思之」。

所以救齊也。功近而徳遠矣」。②穀梁傳 僖公十八年「狄其稱人何也。善累而後進之。於越伐衛、

③陸氏纂例 『春秋集伝纂例』巻四盟会例第十六「外人盟」。

ゆる「一字褒貶説」に対する反証である。 「義」を読み取ろうとする主として『公羊』『穀梁』両伝のいわない」という意味で、これは『春秋』の一字一句の違いの中にもない」という意味で、これは『春秋』の一字一句の違いの中にも「雑説」「臨文之不得不然也」という表現は、この図の他に図・70

# 王入于王城不事

王所、 居守。 昭 因舊史之不書、 未嘗入也。 亦既遠而戒矣。孰有入不書哉。納天子、定王室、是乃人臣之極勳。而不書於 猛居皇、敬王居狄泉、此畿内地、而其入也猶且書之、天下之主也。鄭他國也 史之所無、夫子不得而益也。路史以爲襄王未嘗復國、 襄王之復、 而可乎。 所見之世也。子朝奔楚、且有使以告諸侯、況天王乎。策之所具、蓋 【莊公二十年】其出不書、 又何以春秋爲。然則襄王未嘗入也。】且惠王嘗適鄭而處於櫟矣。 策書不載。 故仲尼據策而書之。其入也、 冬天王狩于河陽、 此鑿空之論。 故狄泉也書、成周也書。 【趙氏曰、春秋王崩三不書、見王室不告、魯亦不赴也。愚謂此特 左氏書夏四月丁巳、 莊王僖王頃王崩皆不書。以路史之言例之、 而二者之義自見。】邵氏曰、襄王之出也、 仲尼雖得之傳聞、安得益之。乃若敬王之立、 公朝于王所。文公八年、 【其説曰、春秋始書天王出居。後四年五月書公朝于 其入不書。 王入於王城、 與夫惠王之出入也、 以路史之言例之、 書天王崩。 而經不書、 則是未嘗崩也。 未嘗書入也。王 而王子虎爲之 皆未嘗告於諸 **皆告難於諸** 則是未嘗出 其文則史也。 則仲尼

\*世界書局本は「益」を「易」に作る。あるいは同音による誤写か。事莫大於天王之入、而春秋不書。故夫子之自言也、日述而不作。

と。此れ鑿空の論なり。【其の説に日はく、「春秋に始めて『天王出でらく「襄王未だ嘗て國に復らず、而して王子虎之が爲めに居守す」なり。史の無き所は、夫子 得て益さざるなり。路史〔②〕」なれば書するも、而も經に書せざるは、「其の文は則ち史〔②〕」なれば襄王の復るや、左氏〔④〕は「夏、四月丁巳、王 王城に入る」と

所見の世なり。 ぞ之を益すを得んや。乃ち敬王 [8] の立つが若きは、則ち仲尼の を書す。 史の書せざるに因りて、二者の義自ら見はる。』邵氏〔⑫〕日はく「襄王 王室の告げず、魯も亦た赴がざるを見すなり」と。愚謂へらく、此れ特に舊 而して可ならんか。 【趙氏〔四〕 日はく 「春秋に王崩を三たび書せざるは、 ず。 だ嘗て入らざるなり。莊王・僖王・頃王 (@) の崩ずるを皆な書せ らば則ち襄王は未だ嘗て入らざるなり」と。】且つ惠王〔⑨〕嘗て鄭に適。 極勳なり。而るに經に書せざれば、又た何ぞ春秋を以てするを爲さんや。然 こと有らんや。天子を納れ〔⑦〕、王室を定む〔⑧〕るは、是れ乃ち人臣の なればなり、鄭は他國なり、亦た既に遠くして戒む。 は、 て『入』を書せざるなり。王猛〔⑤〕の皇に居り、敬王〔⑥〕の狄泉に居る 故に『狄泉』や書し、 に告げざれば、策書に載せず。仲尼は之を傳聞に得と雖ども、 せず。路史の言を以て之を例すれば、則ち是れ未だ嘗て出でず、未 きて櫟に處る【莊公二十年】。其の出づるを書せず、 に狩す。公 王所に朝す』と書す。文公八年に『天王崩ず』と書し、 て居る〔④〕』を書す。後四年の五月に『公 王所に朝す』、冬『天王 [4]の出づるや、嘗て難を諸侯に告ぐ。故に仲尼は策に據りて之 此は畿内の地なるも、而も其の入るや猶ほ且つ之を書するは、 路史の言を以て之を例すれば、則ち是れ未だ嘗て崩ぜざるなり。 むること有り、 其の入るや、 『子朝の楚に奔る〔⑩〕』すら、且つ以て諸侯に告 況んや天王をや。 夫の惠王の出入とともに、 『成周』や書す」と。 策の具はる所、蓋し昭如たり。 孰れか入りて書せざる 皆な未だ嘗て諸侯 其の入るを書 天下の主 河陽

子の自ら言ふ、日はく「述べて作らず〔⑮〕」と。 事は天王の入るより大なるは莫きも、而も春秋に書せず。故に夫

次于陽樊。 『左伝』僖公二十五年に「晉侯辭秦師而卜。三月、甲辰、 右師圍温、 左師逆王。夏四月丁巳、 王入于王城」と

②其文則史 した文書であるということ。 『孟子』離婁下篇。 『春秋』がもと魯の史官の記録

③路史 有る。 宋・羅泌『路史』後紀四炎帝紀下。文章に多少の異同が

**④**天王 通り。 僖公二十四年以下の王室関係の経文を列挙すると以下の

僖 24 公朝于王所。 天王出居于鄭

僖 29 僖 28 夏六月、公會王人・晉人・宋人・齊人・陳人・蔡人・秦 人盟于翟泉 天王狩于河陽。壬申、公朝于王所

文 01 僖 30 冬、天王使周公來聘 天王使叔服來會葬

文 05 五年、春、王正月、王使榮叔歸含且贈 王使召伯來會葬 天王使毛伯來錫公命

崩御の記録があるのは

」で囲んだ王のみ。

文 08 秋八月、戊申、天王崩

⑤王猛 不成喪也。乙丑、敬王即位」とある。 十月、王子猛卒」。なお『左伝』に「十一月乙酉、王子猛卒。 劉子·單子以王猛居于皇。秋、劉子·單子以王猛入于王城。冬 昭公二十二年経「六月、叔鞅如京師、葬景王。王室亂。

⑥敬王 年経「冬、十月、天王入于成周」。 昭公二十三年経「天王居于狄泉」。ちなみに昭公二十六

> ⑧定王室 王城。 甲辰、次于陽樊。右師圍温、左師逆王。夏四月、丁巳、王入于 繼文之業而信宣於諸侯。今爲可矣。……晉侯辭秦師而卜。三月、 王。狐偃言於晉侯曰、求諸侯莫如勤王。諸侯信之。且大義也。 取大叔于温、殺之于隰城。戊午、晉侯朝王」とある。 定公八年『左伝』「二月、己丑、單子伐穀城、 注①と同じ僖公二十五年の条に「秦伯師于河上、將納 劉子伐

⑨惠王 儀栗。 夏、鄭伯遂以王歸。王處于櫟。秋、王及鄭伯入于鄔。遂入成周。 虢叔曰『寡人聞之。哀樂失時、殃咎必死。今王子頹歌舞不倦。 取其寶器而還。冬、王子頹享五大夫。樂及徧舞。鄭伯聞之、見 辛卯、單子伐簡城、劉子伐盂、以定王室」。 荘公二十年『左伝』「春、鄭伯和王室不克。執燕仲父。

⑩莊王・僖王・頃王 し敬王・元王の崩は『春秋』以後)。これらのうち、 願也』」とあるが、 禍孰大焉。臨禍忘憂、憂必及之。盍納王乎』。號叔曰『寡人之 樂禍也。夫司寇行戮、君爲之不舉。而況敢樂禍乎。奸王之位 『春秋』経文には記事が無い。 春秋時代の周王の系図は以下の通り(ただ 『春秋』に

平王—太子洩父—桓王 -莊王—僖王—惠王 -敬王--元王 悼王 襄王||頃王|

12部氏 ⑬襄王 鄙在鄭地氾。 に「冬、王使來告難。 邵宝『簡端録』巻八「僖公二十四年天王出居于鄭之簡」。 僖公二十四年経に「冬、天王出居于鄭」とあり、『左 『春秋集伝纂例』巻三崩薨卒葬例第十四 敢告叔父』。臧文仲對曰『天子蒙塵于外。敢不奔 日『不穀不徳、得罪于母弟之寵子帶。 「崩例」。

⑭敬王 注⑥参照

問官守』。王使簡師父告于晉。使左鄢父告于秦」とある。

10子朝奔楚 民、 辛丑、在郊、遂次于尸。十一月、辛酉、晉師克鞏。召伯盈逐王 けて「王子朝使告于諸侯日『昔武王克殷、 以奔楚。陰忌奔莒以叛。 子朝。王子朝及召氏之族、毛伯得·尹氏周·南宮嚚、奉周之典籍 伯毛伯以王子朝奔楚」の『左伝』に「冬十月丙申、王起師于滑。 公般戍周而還。十二月、癸未、王入于莊宮」とあり、さらに続 並建母弟以蕃屏周……」とある。 次于隄上。癸酉、王入于成周。甲戌、盟于襄宮。 昭公二十六年経「冬、十月、天王入于成周。尹氏召 召伯逆王于尸。及劉子單氏盟、 成王靖四方、康王息 晉師使成 遂軍圍

60述而不作 比於我老彭」。 『論語』述而篇01「子日、 述而不作、 信而好古、 竊

らかなごとく、 魯国と周室との関係は、 いようである。 『春秋』には王室に関する記事が極めて少ない。 王の崩御の記録すら缺いている。 『春秋』による限り、あまり緊密ではな 周公の後である 注⑩に明

### 25

大辰、 有星孛入于北斗、不言所起、 春秋書星孛、有言其所起者、 西及漢、 不言及漢、 重不在漢也。 重在北斗也。昭公十七年、 有言其所入者。 文公十四年、秋七月、 冬有星孛于

\*原抄本・集釈本ともに「孛」を「入」に誤る。

り。昭公十七年〔②〕「冬、星 大辰に孛る有り」、西 漢に及ぶも り、其の入る所を言ふ者有り。文公十四年「秋七月、星孛りて北斗 に入る有り」に、起こる所を言はざるは、重きこと北斗に在ればな 「漢に及ぶ」を言はざるは、重きこと漢に在らざればなり。 春秋に「星の学る〔①〕」を書するに、其の起こる所を言ふ者有

①星字 文 14 秋、七月、有星孛入于北斗 『春秋』経文に見える「星孛」 の記事は以下の四条。

昭 17 有星孛于大辰

哀 13 冬、十有一月、有星孛于東方

②昭公十七年 哀 14 有星孛

侯其有火災乎。 の記事が無い。。 彗所以除舊布新也。 『左伝』には「冬、有星孛于大辰、西及漢。 梓愼日、 ……」とあるが、経文には「西及漢」 天事恒象。 今除於火、火出必布焉。 申須

#### 26 子卒

叔仲惠伯從君而死、 義矣。 而國史不書、 夫子平日未嘗闡幽及之者。

蓋所謂匹夫匹婦之諒、 自經於溝濱而莫之知者也。

せざるは、夫子 平日に未だ嘗て幽を闡きて〔②〕之に及ばざる者な 叔仲惠伯 蓋し所謂る「匹夫匹婦の諒にして、自ら溝濱に經れて之を知る [①] の君に從ひて死するは、義なり。 而るに國史に書

莫き [③] 」者なり。

①叔仲惠伯 冉務人止之曰、入必死。叔仲曰、死君命可也。 務人奉其帑以奔蔡。既而復叔仲氏」とある。 君命可死。非君命何聽。弗聽。乃入。殺而埋之馬矢之中。 惡及視而立宣公。書曰子卒、諱之也。仲以君命召惠伯。其宰公 仲見于齊侯而請之。齊侯新立而欲親魯、許之。冬、十月、仲殺 嬴嬖而私事襄仲。宣公長而屬諸襄仲。襄仲欲立之。叔仲不可。 『左伝』文公十八年に「文公二妃、 敬嬴生宣公。 公冉務人曰、若 、公冉

すようお願い申し上げます。

② 闡 幽 は、 のひとつ『春秋事語』には、この『左伝』文公十八年の条にも なお『日知録』巻三「黎許二國」に とづいたと思われる一章が有る。そしてここに登場する公襄目 人の諫言は『左伝』の公冉務人の言葉よりも長く、注目すべき 『周易』繋辞下伝「夫易彰往而察來、 なお、顧氏の与り知らぬところであるが、馬王堆帛書のうち 皆據舊例而發義、 顧氏と同様、叔仲恵伯を犬死になると戒めている。 参考:杜預『春秋経伝集解』序に 指行事以正襃貶」とある。 「聖人闡幽之旨、 而微顯闡幽」にもとづく。 「其微顯闡幽裁成義類 杜預はさらに 興滅之心

也」という表現がある。

③匹夫匹婦之諒 てをして犬死にをする」の意味。 下、民到于今受其賜、微管仲、吾其被髮左衽矣、 殺公子糾、不能死、又相之、子曰、管仲相桓公霸諸侯、 之爲諒也、 自經於溝濱而莫之知也」。ここでは「小さな義理立 『論語』憲問18「子貢日、管仲非仁者與、 一匡天 桓 公

**[付記] かたじけなくも前稿** ご指摘を少なからず受けました。 頂戴したご指摘を生かしたいと思いますので、今後ともご批正を賜わりま 「訳注(一)」の読者諸賢から、 将来、本訳注をまとめる機会があれば、 誤読・誤解の